## 知的財産権侵害に対する金銭的補償



著者: Vladimir Biriulin<sup>1</sup>

編者:黒瀬 雅志2

知財ぷりずむ 2020年5月

ロシアにおいては、知的財産権の侵害により損害が生じた場合には、権利者はその損害の賠償を求めることができる(民法1252条1項3号)。損害賠償請求を行う場合には、原告にはその損害額についての立証責任がある。

この損害額の立証は容易ではないことが多いことから、例外的に損害額の立証を行うことなく 金銭的補償を求めることが認められている(民法1252条3項)。この方法は、ロシアの知的財産 訴訟においてはよく利用されている。

1つの行為が商標権、特許権、著作権など複数の権利を侵害する場合、裁判所は違法に利用された知的財産権のそれぞれについて補償金額を認定しなければならないとされている。補償金額の算定は、各裁判所の裁量に委ねられており、司法慣行が区々であったことから、最高裁判所は2019年4月23日付の勧告第10号において、損害賠償に代わる金銭的補償に関する指針を発表した。この勧告が発表された後、破棄審まで争われた補償金額の算定に関する注目すべき訴訟事件があり、1つの行為が複数の知的財産権を侵害する場合の補償金総額の算定に関する裁判所の判断が示された。

## 1. 損害賠償に代わる金銭的補償

知的財産権侵害訴訟において、原告(権利者)は損害賠償に代わる補償金として、1)裁判所の裁量により定められる金額、又は2)ライセンス料の2倍に相当する金額を請求することができる。

損害賠償請求と金銭的補償請求の両方を請求することは認められないので、いずれかを選択することになる。

<sup>1</sup> ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

<sup>2</sup> 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。